

不利益処分の内容	認定の取消し		
根拠法令及び条項	市民農園整備促進法第 10 条		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>認定の取消しについては、法第 10 条の規定により認定開設者が法第 7 条第 1 項で定めた整備運営計画（法第 7 条第 5 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に従って、市民農園の整備又は運営を行ってないと認めるときに、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて必要な改善措置を取るべきことを法第 9 条の規定により勧告し、それに従わないときに行うこととされている。ここで「市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるとき」とは、例えば、次のような場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民農園の管理を怠り、整備した施設が遊休化するような場合</li> <li>2 恣意的な運営を行い、一般公衆が公平に市民農園を利用することができなくなるような場合</li> </ol> <p>また「相当の期限」とは、認定開設者が整備運営計画に従った市民農園の整備又は運営を行なうために必要な改善措置を取るのに要する期間であり、その内容によって異なる。</p>			

不利益処分の内容	農業経営改善計画の認定の取消し		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第 13 条第 2 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
<p>それぞれ個々の事例により対応を考えるべきであり、一律の基準の設定はしない。</p>			

農林 1 - 3

不利益処分の内容	農用地利用規程の認定の取消し		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法第 24 条第 3 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>農用地利用規程の認定の取消しについては、法施行令第 7 条各号の規定に該当する場合に行うこととされている。具体的には、次に掲げる場合である。</p> <p>1 農用地利用規程について法第 23 条第 1 項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなった場合</p> <p>2 法第 6 条第 6 項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程が法第 23 条第 3 項第 1 号に掲げる要件に該当しなくなった場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第 24 条第 1 項の規定による変更の認定を受けなかった場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。）</p>			

農林 1 - 4

不利益処分の内容	施設の適正配置に係る協定の認可の取消し		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第 18 条の 11 第 1 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>協定の認可の取消しについては、法第 18 条の 11 第 1 項の規定により、法第 18 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときに行うこととされている。具体的には、例えば、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 C 第 261 号構造改善局長通知)第 22 の 2 の(6)、第 22 の 4 の(11)又は(12)のような場合が該当する。</p> <p style="text-align: right;">変更日平成 12 年 12 月 18 日 変更日平成 21 年 12 月 11 日</p>			

不利益処分の内容	施設の維持運営に関する協定の認定の取消し		
根拠法令及び条項	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 16 条第 4 項		
担 当 課	農政企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>施設の維持運営に関する協定の認定の取消しについては、政令第 16 条第 4 項各号の規定に該当する場合に行うことができるとされているが、具体的な基準は、認定に係る協定の内容等を勘案して個別具体的に判断するため処分基準は設定しない。</p> <p style="text-align: right;">変更日平成 12 年 12 月 18 日</p>			

不利益処分の内容	鳥獣捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る措置命令		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項		
担 当 課	農政企画課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 29 年 6 月 13 日		
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>法令の規定において処分基準が言い尽くされているため、処分基準の設定はしない。</p>			

農林 1 - 7

不利益処分の内容	鳥獣捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 2 項		
担 当 課	農政企画課	処分権者	市長
設 定 日	平成 29 年 6 月 13 日		
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>法令の規定において処分基準が言い尽くされているため、処分基準の設定はしない。</p>			